

～ひとり親世帯（今回の給付金を受給済み）でない方へ、大切なお知らせ～

# 低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金 （ひとり親世帯以外分）のご案内

子育て世帯の支援のため、**給付金の支給**を実施します！

## 1. 支給対象者

以下の①～③のいずれかに該当する方

① **令和4年度中に実施した子育て世帯生活支援特別給付金（前回の給付金）の支給対象者**であった方  
（申請の可否に関わらず、前回の給付金を受け取った方又は受取を拒否した方）

■令和5年3月31日時点で  
**18歳未満の児童**（障害児の場合、**20歳未満**）  
を養育する父母等であって、  
（※令和6年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。）

② 令和5年分の住民税均等割が非課税の方

③ 令和5年1月1日以降の収入が急変し、  
**住民税非課税相当**の収入となった方

※ 上記②、③に該当する場合であっても、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の受給を既に受けている場合は、本給付金の支給は受けられません。

## 2. 支給額

**児童1人当たり 一律 5万円**

■ 支給手続きについては裏面に記載しています。必ずご確認ください。

\* お問い合わせは、下記までお電話ください。

越前市役所こども家庭課

「子育て世帯生活支援特別給付金」窓口

**0778-22-3560**（受付時間：平日8:30～17:00）

### 3. 給付金の支給手続き

I. 令和4年度「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）」の支給対象者であった方（支給対象①に該当する方）

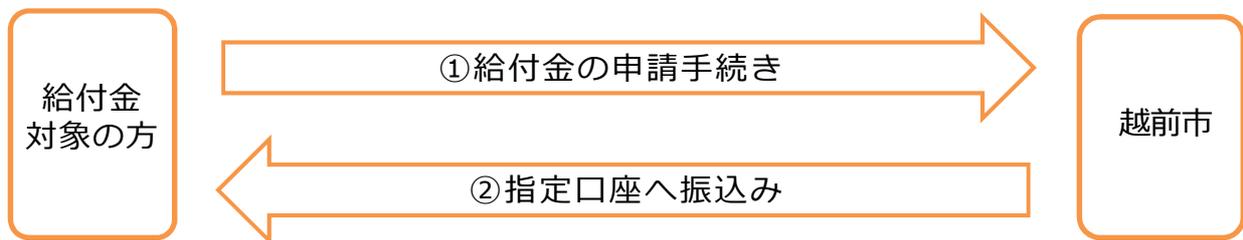
- ▶ 給付金は、**申請不要**で受け取ることができます。
- ▶ 令和4年度中に実施した子育て世帯生活支援特別給付金を支給した口座（令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を支給していた口座等）に振り込みます。

II. 上記以外の方（例. 収入が急変した方）  
（支給対象②、③に該当する方）

- ▶ 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに越前市の**窓口**に**直接**、または**郵送**でご提出ください。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に可能な限り速やかに振り込みます。

#### 【ご注意ください】

給付金を受け取った後に受給資格がないことが判明した場合は給付金を返金していただく必要があります。  
(例：1人の児童について二重で受給した場合など)



「子育て世帯生活支援特別給付金」の  
**“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”**にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署、または警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。